

第5回 豊能町子ども子育て会議（要旨）

日時 平成26年10月21日(火)

14:00～16:00

場所 役場本庁2階 会議室

出席者 委員8名、事務局7名

会 長：ただいまの出席委員は後から来られる方（2名）も含めて合計7名です。過半数に達していますので、ただいまから第5回豊能町子ども・子育て審議会を開会します。本日の議題は3つです。次第にそって進めます。

議事

1) 豊能町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

会 長：事務局から豊能町子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明を求める。

（事務局：豊能町子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要を説明）

会 長：つどいの広場も何とか確保できるかということですか。

事務局：幼稚園や保育所の施設やクラスが空いてくるようになれば場所は確保できるので、場所的な確保が5年間で出来るのではないかと考えている。統廃合した施設などを利用して建物は町のものを使用して、運営は社協などで行うのがよいのではないかと考えている。

意 見：50頁のところ、幼稚園及び認定こども園のニーズ量で、2号認定10人というのはどのことか。

事務局：保護者は就労しているということで2号認定を受けるが、幼稚園の教育時間の保育を受け、預り保育を毎日利用されるという方を想定しているのが10名である。

意 見：現場においては、病児病後児保育が一番問題になる。今後の問題として受け皿を作るだけでなく、子どもが尊重されるという意識のもとで、企業の就労のあり方、社会のあり方、企業のあり方について、市町村として、私たちも呼び掛けていくということが大事かと思う。

意見：留守家庭児童育成室を6年まで拡充すると、教育現場の経験者のような方がいないと、大変ではないか。

事務局：放課子ども教室と留守家庭児童育成室と一体化すると充実するのではないかと
思う。あとは、そのコーディネーターの人材が必要と思っている。

意見：44頁の障害児の育成支援のところでは、医療と教育と福祉が連携しないと計画
だけになってしまう。早期相談を含めて、色々なところとの兼ね合いながら、
より具体的な案を提示していただきたい。

会長：細かなところ整理はあると思いますが、内容的には、これで大丈夫の印象をも
てたが、計画の実施のところでも力を入れてもらいたい。
それでは、質疑を終結し採決をとります。提案のありました、「豊能町子ども・
子育て支援事業計画（素案）」について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員賛成で可決されました。

2) 豊能町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について

会長：事務局から保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について説明を求める。

（事務局：保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について概要を説明）

意見：就職活動中の期限はどのくらいか。

事務局：国が示しているのは90日である。基本的には国の考えに基づいて調整してい
きたい。

意見：育児休業中の子どもを預かるのも期間3年までということか。

事務局：第2子以降の育児休業中の保育継続については、生後1歳半までを入所要件
としている。就学前の5歳児については、児童が健やかに育てるための環境に
配慮することから修了までの保育を継続している。個々、それぞれの状況があ
るので全てが一律に3年間という意味ではない。今後についても、同様の対応

を見込んでいる。

会 長：では採決に移りたいと思います。

提案のありました「豊能町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定」について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：それでは本件は全員賛成で可決されました。

3) 豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について

会 長：事務局から豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について説明を求める。

(事務局：豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について概要を説明)

会 長：質問がないようでしたら、採決に移りたいと思います。

提案のありました「豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について」賛成の方の挙手を求めます。

会 長：本件は全員賛成で可決されました。

4) その他

事務局：今後の豊能町子ども・子育て支援事業計画（素案）をパブリックコメントにかけて、住民等の方々のご意見をきいた上で、最終案をとりまとめたい。1月か2月頃に集まっていたいで、最終案の了承を得て計画策定としたい。

会 長：以上で、本日の案件は終了しました。第5回豊能町子ども・子育て審議会を閉会します。